

当別町公私連携幼保連携型認定こども園運営法人選定に関する基本方針

平成30年7月2日

当別町教育委員会子ども未来課

1 業務の目的

当別町では「当別町第5次総合計画」及び「当別町子ども・子育て支援事業計画」により、幼児教育・保育環境について民間活力の導入による幼保一元化（認定こども園化）の推進、また、地域ニーズをふまえ、当別町ふとみ保育所の認定こども園化の検討を進め、これらの計画に基づき、平成23年度には私立認定こども園当別夢の国幼稚園を開園した。

当別町ふとみ保育所は、公設民営方式に移行し現在に至るがこれまでの認定こども園当別夢の国幼稚園の運営に対する検証をふまえ、当別町ふとみ保育所を公私連携幼保連携型認定こども園として民間移管するため、管理・運営を行う事業者を募集するものとする。

2 業務の内容

当別町ふとみ保育所の管理運営

3 協定の期間

協定書の有効期間は、平成31年4月1日から10年間とする。

4 事業の執り進めについて

本事業を執り進める上での根拠として、「当別町公私連携幼保連携型認定こども園運営法人選定公募型プロポーザル実施要綱」を制定し、さらにプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）設置要領及びプロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）を別に定める。

5 運営法人の選定について

- (1) 本事業は、高度な専門的知識、技術及び豊富な判断を必要とし、運営費用は国の定める公定価格となる。また、多様な保育ニーズが求められる中、現在の保育所を公私連携幼保連携型認定こども園に移行した際に適切かつ円滑な運営が求められることから、事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を適用する。

6 提案の募集方法、審査方法等

- (1) 公募内容を当別町ホームページに掲載し、広く周知する。
- (2) 応募希望者から事前協議受付票の徴取及び事前協議を行い、資格の有無を確認し、有資格者に対し審査を実施する。
- (3) 提出書類の内容は以下のとおりとする。
 - ① 事前協議受付票
 - ② 公私連携法人応募申込書
 - ③ 法人概要調書
 - ④ 法人役員名簿（理事・監事・評議員）
 - ⑤ 法人代表者履歴書
 - ⑥ 公私連携幼保連携型認定こども園の運営方針企画提案書
 - ⑦ その他必要と認められる事項
- (4) 当該提案を審査するため、審査会を設置する。審査会は申請書類の提出を受け、あらかじめ定めた審査要領に基づき審査の上、最優秀者を選定する。

7 参加事業者に要求する資格

公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する事業者とする。

- (1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された学校法人または社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定により設立された社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- (2) 平成30年4月現在、石狩管内において認可定員100人以上の認定こ

ども園、認可保育所または幼稚園を3年以上管理運営している法人とする。

- (3) 前号の施設において所管する関係機関が実施する監査及び指導検査等において、改善命令を受けていないこと。
- (4) 公私連携認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (6) 当別町財務規則（昭和44年当別町規則第12号）第122条の規定に該当するものであること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (8) 法人税、道税、町税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。
- (9) 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。
- (10) 事前協議受付票の提出期日から審査完了の日までの期間において、当別町における指名停止を受けていないこと。

8 スケジュール

○応募申込書配布

平成30年7月2日（月）～平成30年7月27日（金）

○事前協議

平成30年7月27日（金）まで

○応募受付期限

平成30年8月3日（金）まで 平日9時～17時まで

○本審査

平成30年8月予定

○候補者選定通知

平成30年8月下旬予定

○仮協定書の締結

平成30年8月下旬予定

○関係機関等への届出

平成30年9月～12月下旬予定

○引継協議

平成30年9月～平成31年3月予定

○本協定書の締結と指定

平成31年3月予定